建設水道常任委員会会議記録(概要)

平成26年3月7日(金)

開 会(午前9時10分)

【議 事】

○議案第8号「所沢市街づくり基本方針の改定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

杉田委員

2032年を目標年次としているが、改定時点から20年後にはできないのか。

森田都市計画

課長

今回の改定にあたりまして、平成23年度街づくり懇談会を開催し、市 民の皆様等からご意見等をいただき、平成24年度にその意見等、及び有 識者等からの助言等を伺いながら、庁内関係部署において検討したところ で、平成24年を基準とし、20年後の平成44年までと設定しておりま す。

石本委員

今後、「市民検討委員会が始まってから20年先」といった言葉を入れる考えはあるか。

森田都市計画

今後は検討していきたいと思います。

課長

松本委員

平成13年に策定後10年で見直しが入っており、さらに今回も改定される。頻繁に改定されているが、20年後にこだわる必要があるのだろうか。

森田都市計画

課長

今回の改定は第5次所沢市総合計画の策定に合わせる形となりますが、 都市計画は長期的な視点を踏まえ街づくりを進める必要があるものとし、 都市計画運用指針において20年先の目標を掲げながら街づくりを進め るものとされていることから、目標年次は20年先としております。

桑畠委員

冊子「所沢市まちづくり基本方針」には用語解説が掲載されているが、 今回も掲載されるのか。

森田都市計画

課長

今回の議案にはアスタリスクをつけた部分については議決をいただい た後に、市民へのわかりやすさの視点から用語解説をつけていきたいと考 えております。

桑畠委員

議案質疑の際、説明はあったのか。

小山街づくり

特に行いませんでした。

計画部長

桑畠委員

用語解説は議決事項ではないが、ある程度完成した段階で、委員会で確認させてもらいたいがどうか。

森田都市計画

提示します。

課長

松本委員

パブリックコメントの募集期間はどのくらいだったのか。

森田都市計画

課長

所沢市パブリックコメント手続実施要綱を勘案し、平成25年8月1日から8月30日までの30日間行いました。

杉田委員

街づくり懇談会(地域別)は2回開催したが、街づくり懇談会(全体会) も2回開催する考えはなかったのか。また、全体会の意見について伺いたい。

森田都市計画

課長

全体会は1回開催しており、地域別の街づくり懇談会の意見を整理した ものを提示し、地域別の街づくり方針と、今回の大きな改定点となる市街 化調整区域の土地利用等についてご意見をいただいたものです。また、全 体会の開催回数については、2回は考えていませんでした。

植竹委員

出された意見を踏まえて改定した点について、どのように地域の方に理

解を求めていく予定なのか。

森田都市計画

課長

所沢市街づくり基本方針を市のホームページ等に掲載し周知を図って いきます。

久保田委員

冊子「所沢市まちづくり基本方針」には、元所沢市長のあいさつが掲載されているが、市長は変わっており、モットーも変わっている。それをそのままにしてよいのか。

森田都市計画

기가다다

現市長のあいさつ文に変更する予定です。

課長

荒川委員

総合計画と街づくり基本方針の優先順位について伺いたい。

森田都市計画

課長

総合計画については、本市の最上位計画という位置づけです。街づくり 基本方針は、上位計画である総合計画の方向性が変わった場合は、街づく り基本方針を改定することになります。

荒川委員

都市計画は、県が決定したものを踏襲しなくてはならないため、街づく り基本方針はもっと緩やかで良いと考える。4、5年ごとの総合計画基本 計画、実施計画等に整合を図ればよいのではないか。 森田都市計画 課長

街づくり基本方針は街づくりの大きな方向性を示すもので、具体的な施 策や事業については、第5次所沢市総合計画の実施計画等において示され るものです。

糟谷街づくり

計画部次長

県の方針である所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、土地利用だけではなく下水道やみどりについても記載されており、そういったものを勘案して所沢市まちづくり基本方針を改定しております。

荒川委員

県が決定した方針を、所沢市都市計画審議会が修正することはできるのか。

森田都市計画

課長

県のマスタープランである、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定にあたっては、県は市に意見を求めることとなっており、市は内容についての意見を提出できるものとなっております。それを踏まえ、決定権限を持っている県が最終的に決定します。

石本委員

他自治体もこのように細かく都市マスタープランを策定しているのか。

小山街づくり

計画部長

都市計画マスタープランについては、国土交通省から示されている都市 計画運用指針の中で記載事項が例示されており、それに沿って策定してお ります。今回は一部改定なので、現行方針の枠組みは踏襲しております。 今後は地域別の街づくり方針については、現在設立の動きのある地域づく り協議会から意見を吸い上げて地域ごとに策定することも考えておりま す。

桑畠委員

議案資料No. 2の13ページの図中、「⑦所沢市街づくり基本方針」の矢印が、「⑥所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」から「即す」で一方向の矢印であるが、両方向の矢印になるべきではないか。法定である街づくり基本方針を無視して県が開発及び保全の方針を立てられるわけがないと考えるがどうか。

小山街づくり計画部長

都市計画法第18条の2で、市町村の都市計画マスタープランについては、上位である県の都市計画の方針に即すという規定があります。ただし市町村のマスタープランとの整合を図る視点からは内容の検討にあたっても協議をしております。最終的には本市からも策定後に県に策定内容を通知することが、都市計画法第18条の2に規定されております。

桑畠委員

このままだと県が方針を変えたら、市の都市計画マスタープランも変更 すると捉えられてしまうのではないか。法律の条文上にあることなので、 県の矢印に「通知」と入れれば良いと考えるがどうか。

小山街づくり

都市計画法第18条の2で、市町村の都市計画マスタープランについて

計画部長

は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針である県のマスタープランに「即す」という関係と、市町村が都市計画マスタープランを策定した場合は県知事に通知を行うという規定がありますので、今後第6次所沢市総合計画の策定に合わせた見直しを見据え、ご意見を踏まえて対応します。

植竹委員

転出人口の増加対策として、転出を防ぐための生活環境の整備というものを今回の改定案ではどのように考えているのか。

森田都市計画

課長

本市の持っている特性を踏まえ、魅力を高める必要があるものと考えます。生活に身近な公共施設等の整備・充実や、駅前の街づくりをさらに展開するなど、住んでいる人が魅力を感じ、他の市町村から人が集まるような街づくりを進めることにより転出人口を抑えていきたいと考えております。

桑畠委員

豊かなみどりのところで、「みどり」にアスタリスクがついているが、 用語を説明願いたい。また、「約2万年前」を「約3万年前」に修正した 理由を伺いたい。

森田都市計画

課長

平成23年9月に策定された「所沢市みどりの基本計画」の中で規定された「みどり」については、「樹木等の植物や水辺地などの自然的環境を有する土地及び空間、並びに野生生物の生息基盤である自然的要素を含め

た広い概念」と規定されていますので、そのような用語解説になると考えます。「約2万年前」を「約3万年前」と修正した理由ですが、庁内検討の結果修正しております。

桑畠委員

昔の遺跡は評価が変わることもあるがどのように考えるか。

森田都市計画

課長

庁内の所管部署等により検討し、変更することとしました。

桑畠委員

アスタリスクについて、みどり概念についてはさまざまな議論がある。 普通は、みどりとは公開空地であることから平仮名にしているところもあ り、緑色ではなくても公開空地ということだと思う。自然保護系の話と都 市計画のみどりの概念規定をしっかりやったほうが良いと考える。その意 味で、みどりとはどのように考えているのか。

森田都市計画

課長

「みどり」は所沢市の特徴でもあり、街づくりを進める上で大変重要な要素になります。今回の街づくり基本方針の改定にあたっては、「所沢市みどりの基本計画」において平仮名の「みどり」と統一したことから、農地、河川敷等のみどりを含む、大きな視点で捉えるものとして考えております。

桑畠委員

三富開拓地割から三富新田に変更したのも庁内検討だったのか。

森田都市計画

そのとおりです。

課長

桑畠委員

三富開拓地割のほうが、地理学的には正しい表現で、三富新田は俗称のはずである。この辺についてはどのような議論があったのか。

森田都市計画

課長

三富開拓地割とすると指定された区域という見方もできることから、今 回、三富新田という広い意味での記載に変更いたしました。

桑畠委員

新田というと、三富地域に水田があるのかと捉えられることから、三富開拓地割りというほうがよい表現である。学術的な視点で、そういったところを抑えておかないといけないと思う。用語解説をよく検討していただきたいと考えるがどうか。

森田都市計画

検討したいと思います。

課長

久保田委員

防災について、最近、竜巻が頻繁に発生している。竜巻も、更なる都市 化に伴う都市型災害に含まれるのか伺いたい。 森田都市計画

「地震、台風、水害などの自然災害」に該当します。

課長

久保田委員

別途竜巻を含めたほうが良いと考えるがどうか。

森田都市計画

課長

地震、台風、水害は例示であり、竜巻も自然災害に含まれますので、この形で進めさせていただければと思います。

松本委員

都市型災害という用語の解説に含めればよいのではないか。

森田都市計画

課長

「更なる防災・減災対策を強化することが求められている」と記載をしているので、今後検討したいと思います。

石本委員

「街の特徴と課題」というところで、この20年間で、団塊の世代が退職したため、所沢市の昼夜間人口比率は大きく変わってきている。なぜ新たな項目がないのか。

森田都市計画

課長

人口推計の検討はしましたが、昼夜間人口についての検討はしていません。

石本委員

今後第5次所沢市総合計画後期基本計画の策定時に検討することは可

能か。

森田都市計画

課長

平成24年3月策定の所沢市公共施設マネジメント白書においては、昼 夜間人口を検討しております。今回の街づくり基本方針ではそこまでの議 論はしておりませんが、重要な視点になるかと思います。

糟谷街づくり

計画部次長

所沢市公共施設マネジメント白書では、検討ではなく現状を示しており、流出人口は減少しているというデータとなっております。改定案では、 賑わいの創出等により交流人口を高めることで、昼間人口を増やすという 視点となっております。

石本委員

ここ7、8年で団塊の世代が退職しているのであるが、データはないのか。

森田都市計画

課長

昼夜間人口に関しては、平成22年の国勢調査による数字があります。

桑畠委員

狭あい道路について、本市では、市道は4.2 mになったので、街づくり基本方針も4.2 mにしてほしかった。細街路の時にはおそらく定義があったが、狭あい道路の定義はあるのか。

森田都市計画

課長

建築基準法第42条第2項等の、4m未満の道路に関して狭あい道路としております。

桑畠委員

建築基準法上の狭あい道路の定義ということであるが、本市の狭あい道路の解説は4.2 m未満ということになるか。

森田都市計画

課長

本市の生活道路としては、4.2 m未満の市道という定義をしております。そういったことから、今回は建築基準法の考え方から記載をしております。

桑畠委員

建築基準法の細街路の言葉を狭あい道路に変えたということか。

森田都市計画

課長

現行の基本方針の中では、細街路という規定をしており、幅員4m未満の道路を考慮したものとしております。今回の改定において、細街路の用語の整理の中で、細街路から狭あい道路へ変更しました。

桑畠委員

建築基準法により、細街路を狭あい道路に変更したのか。

小山街づくり

計画部長

今回細街路から狭あい道路に名称変更したのは、第5次所沢市総合計画 の文言との整合を図ったものです。

桑畠委員

もともと所沢市の市道の道路構造令の条例委任化で、市道の基準を4. 2mにした経緯があるので、4.2mにしないと条例との整合性が取れないのではないか。

森田都市計画

課長

所沢市道路の構造の技術的基準等を定める条例では、市道に関して、幅 員を4.2mに広げていくということで生活道路の基準を規定しておりま す。幅員4m未満の私道に関しては、市が規定している生活道路4.2m の指導ができないことから、私道も含めての記載とし、狭あい道路として おります。なお、用語解説において、矛盾しない形にいたします。

糟谷街づくり

計画部次長

都市計画課長から、建築基準法に狭あい道路という文言があると説明しましたが、定義されていませんので、訂正をお願いいたします。

石本委員

「所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市」は、第5次所沢市総合計画の標語である。仮に第6次所沢市総合計画の標語ができた場合、都市計画マスタープランも変更するのか。

森田都市計画

課長

今後、総合計画の将来像が変更となった場合、所沢市街づくり基本方針 も変更することになります。

杉田委員

将来の人口について、平成23年12月31日現在の人口が掲載されて

いるが、最新の人口にしたほうがよいのではないか。2年前の人口にした 根拠は何か。

森田都市計画

課長

今回の改定は、平成24年から市民参加による検討を始めたことから、 その当時の最新データとなる平成24年のデータを記載しております。

杉田委員

数字が行をまたいで表示されているが、見やすく表示したほうが良いの ではないか。

森田都市計画

課長

最終的に印刷時には見やすい形で調整したいと思います。

荒川委員

将来の市街地について、暫定市街化調整区域での土地区画整理事業によって、将来人口40万人に対応した新たな市街地の拡大を300haとしていたが、修正後は数字がなくなっているが、用語が旧暫定逆線引き地区に変わったにせよ、区画整理事業は同様に推進して、人口は40万人が34万人に減少している中で、文言は新たな市街地拡大ではなく、適正な市街地を形成、となっている。希望では300ha以上と考えているのか。

森田都市計画

課長

農地等が多く残り、当面計画的な整備が見込めない地区を暫定的に市街 化調整区域とした、旧暫定逆線引き地区があります。今回の改定にあたり、 旧暫定逆線引き地区については、土地区画整理事業などの導入による環境の整備を掲げ、周辺と調和した住環境の維持・保全を図りながら、適正な 市街地を形成していくものとしております。

荒川委員

想定される市街地の拡大は、どれくらい考えているのか。

森田都市計画

課長

想定する市街地の拡大としては、産業系の土地利用を想定した土地利用 転換推進エリアを新たに記載していますが、その規模等については、今後 検討することとなります。

荒川委員

住宅系についてはどうか。

森田都市計画

課長

現在、北秋津・上安松地区において、権利者による準備組合設立に向けて動き出しています。その他の旧暫定逆線引き地区については、権利者の方々のご意向を踏まえ、適正な街づくりを進めるものと記載しております。

荒川委員

旧暫定逆線引き地区の面積を伺いたい。

森田都市計画

北秋津・上安松地区を含め、約199.4haです。

課長

杉田委員

将来の人口で、20年先(2032年)の人口については、現在の人口 規模である34万人を維持することを目標とするとある。ただ、説明のと きに、第5次所沢市総合計画と整合する形で34万人を維持することとし たという説明であった。しかし、第5次所沢市総合計画は5年ほどで終わ り、平成31年に34万人を維持していたいという目標である。そうする と、その先20年後にも34万人を維持するという目標だと思う。説明と しては平成31年くらいまでは、第5次所沢市総合計画に沿って34万人 を維持し、その先についても維持したいということでよいのか。

森田都市計画

課長

将来人口の34万人という数字については、第5次所沢市総合計画における数字と同じ記載としていますが、人口推計では平成31年度に34万人を割り込むものとされております。本市においては都市間競争を含め、他市に勝る街づくりを展開し、20年後も34万人の維持を目指していきたいということで、このような記載としております。

桑畠委員

上位計画である第5次所沢市総合計画ののりを超えているのではないか。都市計画マスタープランに総合計画を逆規定するような規定を入れているわけである。総合計画で、人口推計を出しているのではないのか。

森田都市計画

課長

第5次所沢市総合計画では、「所沢市の状況」の中に、人口推計について記載してあります。

桑畠委員

20年後の数字を伺いたい。

森田都市計画

課長

第5次所沢市総合計画では、平成33年までの記載がされています。平成33年時点の推計値は、33万6,875人です。

石本委員

4種類の生活拠点について、どのように定義分けをしているのか伺いたい。

森田都市計画

課長

本市の表玄関となる所沢駅は、市内外から人を呼び込めるような、市を 代表する広域総合生活拠点としての位置づけ、広域生活拠点については、 小手指駅が有楽町線との相互直通運転など、生活拠点としての位置づけな どが充実してきたことから、「小手指駅周辺」を新たに追記し、新所沢駅 と合わせ、2つの駅周辺を広域総合生活拠点の下のレベルに記載していま す。地域生活拠点として、それを補完するところの位置づけになり、最終 的には4段階の位置づけをしていますが、総合的に連携を図りながら、街 づくりを進めていくものとしています。

石本委員

新所沢駅と小手指駅周辺を広域生活拠点とした理由を伺いたい。

森田都市計画

課

現行の基本方針において、新所沢駅周辺については、所沢駅に次ぐ拠点 性を有する街づくりを展開していく必要性があるというところから、広域 生活拠点の位置づけをしています。小手指駅周辺の改定案においては、有 楽町線との相互直通運転など利便性があがったこと等、生活拠点として充 実したことから、広域生活拠点にあげたところです。

石本委員

私立学校の誘致等で、東所沢を検討していることもあり、広域生活拠点 にランクアップさせてもよいのではないか。

森田都市計画

課長

東所沢駅については、今回の改定において、土地利用転換推進エリアの 2地区や、都市計画高速鉄道12号線の導入促進をはじめ、土地利用転換 推進エリア等の記載をしていることから、今後の動向を踏まえ、必要に応 じて見直しをしていきたいと思います。

石本委員

広域学習・文化拠点について、航空公園駅周辺には生涯学習推進センターや図書館があるが、私立学校の誘致を目指している東所沢駅周辺はなぜ含まれていないのか。

森田都市計画

課長

東所沢駅周辺の街づくりの方針として、土地利用転換推進エリアの松郷工業団地周辺地区を位置づけ、地理的特性から、研究・学術・教育施設などの複合的な土地利用を目指すものとする土地利用の方向性を位置づけるものです。

石本委員

街づくり計画部としては、私立学校の誘致については現時点では現実性 がないという見解でよいのか。

森田都市計画

課長

私立学校の誘致については、12月定例会で第5次所沢市総合計画前期 基本計画に、市の方針として議決いただきました。このことから、改定案 の「生活文化施設整備の方針」において、場所を特定するものではなく、 市全体の方向性として私立学校の誘致をはじめ、教育関連施設の立地を誘 導していくものとする記載をしております。

桑畠委員

「将来の人口」について、所沢駅は多摩北部にまたがるという記述を削除した経緯について伺いたい。

森田都市計画

課長

「県南西部・多摩北部」というのは商圏の関係で記載しておりました。 今回の改定にあたっては、商圏の捉え方も含めますが、わかりやすさの視 点から、「県南西部の中核的な都市として」という形で記載を変更してお ります。

桑畠委員

多摩北部はほとんど商圏化していないことが、商業統計等から出ている のか。

森田都市計画

県内の商圏については、以前は所沢商圏、川越商圏等の圏域があり、所

課長

沢商圏が縮小したこともあり、今回の改定にあたっては、わかりやすさの 視点からの変更としております。

桑畠委員

県南西部・多摩北部というのは商圏的には狙ってくる部分ではないのかという気がする。所沢駅西口再開発のインパクトをどのように考えているのか。

森田都市計画

課長

所沢駅周辺地区の街づくりは、今回の街づくり基本方針において、重点 的に整備すべき地区として位置づけており、所沢駅西口の街づくりは本市 の発展に大きく影響する、また大きな起爆剤ともなるものと考えておりま す。

桑畠委員

ある程度見栄えができたら委員会に提示していただきたいがどうか。

小山街づくり

印刷発注前の原稿の段階で、提案させていただきたいと思います。

計画部長

福原委員長

用語解説等製本前の原稿を、後日、協議会で確認することとしてよいか。 (委員了承)

休 憩(午前10時45分)

再 開(午前10時50分)

杉田委員

土地利用方針図について、どこが変更されたのか伺いたい。

森田都市計画

課長

現行のまちづくり基本方針では、山口地域から富岡地域に抜けるところに核都市広域幹線道路のおおむねの位置を記載していましたが、改定にあたっては削除しています。今回の大きな視点として、土地利用転換推進エリアを設定しています。新たに追記している、本市西部の三ケ島工業団地周辺、関越自動車道所沢インターチェンジ周辺、東所沢駅北側の国道463号沿いの松郷工業団地周辺、東所沢駅の南側の4カ所を、土地利用転換推進エリアとしております。また、所沢駅西側になりますが、商業・業務ゾーンを拡大しております。

杉田委員

核都市広域幹線道路がなくなったが、違うところで出ているので、あまり関係ないということでよいか。

森田都市計画

核都市広域幹線道路については、将来道路体系に記載しております。

課長

松本委員

東部地域とはどこをさすのか。

森田都市計画

課長

所沢インターチェンジ周辺地区と松郷工業団地周辺地区及び東所沢駅 南東地区の3カ所を大きく捉え、東部地域としております。

荒川委員

松郷工業団地周辺は広いので、この辺に学校が建設されるのか。

森田都市計画

課長

松郷工業団地周辺地区は、地域の特性として、東所沢駅、関越自動車道、 国道463号に近接した交通の利便性をいかし、既存の工業団地を核として、住工混在解消のための市内企業の移転先、新たな企業の誘致、研究・ 学術・教育施設などの複合的な土地利用をめざすものとし位置づけたも のです。

荒川委員

柳瀬地区と松井地区にまたがっている地域であるが、そのことを想定してやったのか。

森田都市計画

私立学校の建設地を特に想定したものではありません。

課長

桑畠委員

水とみどりがつくるネットワークについて、「水と緑とふるさとネットワーク図」が、「水とみどりがつくるネットワーク図」になったのか。

森田都市計画

そのとおりです。

課長

桑畠委員

自然環境の保全、みどりの創出について、整理の仕方について伺いたい。

森田都市計画

課長

所沢市みどりの基本計画が策定されておりますので、市民意見や当該基本計画の内容を踏襲した形で、この方針を整理しています。

荒川委員

核都市広域幹線道路のルートは決まっていないが、現行の都市計画マスタープランには掲載されている。コンパスで線を引いただけということでよいのか。

森田都市計画

課長

国の首都圏整備計画に構想道路として位置づけされております。また、 県においても「まちづくり埼玉プラン」や「埼玉県5か年計画」に記載さ れており、このことからも本市の街づくり基本方針においては、ハード主 体の都市計画としての街づくりの方向性を整理し、将来道路体系図のみ記 載しているところです。

荒川委員

必ずしも所沢市を通るとは限らなく、載せる必要はないのではないか。

森田都市計画

課長

国の首都圏整備計画において、広域的基盤施設の整備の交通体系の中に 記載されていますので、大きな視点と考えています。そういったことを踏 まえ、今回地域別については削除しましたが、広域的な道路の一つである ことから、将来道路体系図に記載しております。

杉田委員

将来道路体系図の変更点を伺いたい。

森田都市計画

課長

現在、県道等で道路が整備されているところを、補助幹線道路として位置づけをしております。

石本委員

予算関係の議案で、都市計画道路検証見直し事業について、北原安松線が県の方針で見直しされそうだということだったが、その場合、地図を改定するのか。

森田都市計画

課長

現在進めている、都市計画道路検証・見直し事業で、北原安松線が最終的に都市計画の変更となった場合には、体系図を変更することとなります。

桑畠委員

将来道路体系図の変更点を詳しく伺いたい。

森田都市計画

課長

県道等で、現道があるところを補助幹線道路として、わかりやすさの視 点から入れております。 石本委員

東西連絡道路はどれか。

森田都市計画

課長

所沢通信基地内の東西に連絡する道路になります。補助幹線道路として 位置づけております。

杉田委員

(仮称) 所沢バイパスについては、これまでの間に、どのような協議が され、何か進んだことがあれば伺いたい。

森田都市計画

課長

本市の道路交通体系上の重要な外環状路線として位置づけております。 これまでに、(仮称) 所沢バイパスについては、県と協議しておりますが、 具体的な段階には至っておりません。

杉田委員

バイパスといえば、片側2車線というイメージがあるが、片側1車線の ものもあるのか。

森田都市計画

課長

(仮称) 所沢バイパスについては、今後具体化する際に交通需要等を加 味して車線数等を指定することになります。

杉田委員

地区別の懇談会では該当地区以外の説明がなされないため、全体会は2 回開催したほうがよかったのではないか。 森田都市計画

課長

多くの市民の方にご参加をいただいた中で、テーマを絞り、1回にした ところです。

荒川委員

所沢駅東口から(仮称) 所沢バイパスに向かっていくと、ぶつかるよう な路線が地図に載っている。掲載した根拠を伺いたい。

森田都市計画

課長

当初策定時、土地区画整理事業等を見据え、交通の円滑性を考えた中で、路線の必要性を勘案し、記載しております。

荒川委員

いつから変わったのか。

森田都市計画

課長

(仮称) 所沢バイパスについては、体系図においても具体的に位置を示すものではなく、あくまでも東京都境から所沢インターチェンジへ向かう イメージで記載しております。

石本委員

街づくり基本方針は20年を目途にやっているが、富士山の噴火については記載があるのか。

森田都市計画

課長

具体的に富士山の噴火の想定はしておりません。自然災害のところで考慮しております。

桑畠委員

富士山の噴火や、今回の雪もそうだが、処理よりも処分場所が重要である。そのような議論はなかったか。

森田都市計画

ありませんでした。

課長

植竹委員

景観の形成の方針について、市民活動を必要とした市の考えを伺いたい。

森田都市計画

課長

平成23年に所沢市ひと・まち・みどりの景観計画の策定及び条例を施行していますが、景観の形成は行政だけではなく、市民の方のこれまでの活動を含め、協働し取り組む必要があることから、今回大きな柱として、「市民主体の景観まちづくり」を新たに記載しました。

久保田委員

景観というと狭山丘陵のほうだが、埼玉トラストといったところが2、 3団体入っている。これらが土地を買収し広げているが、今後もこういっ た形を進めるのか。

森田都市計画

課長

みどりの保全に係る具体的な取り組みについては、みどりの基本計画に沿って進めるものと考えており、今回の街づくり基本方針では具体的な記載はありません。

石本委員

前回は「都市景観形成の方針」だったものが、「景観の形成の方針」となり、「都市のイメージを高める個性的で魅力あるまちの景観形成を進めていきます」とあったが、そういうイメージではない街づくりになっているが、どのような議論があったか伺いたい。

森田都市計画

課長

平成9年に所沢市都市景観形成基本計画を策定し、その後平成23年に 新たに本市独自の景観計画及び条例を施行したことから、新たな条例等に 整合を図るため、都市の部分を削除し、「景観の形成の方針」としていま す。

石本委員

現実的には、市街化調整区域は原則的には住宅ではない。一方で、34 万人を維持していくのであれば、市街化区域に人が住まなければ難しく、 都市的なイメージは捨てたということでよいか。

森田都市計画

課長

文字的には削除しましたが、「景観の形成の方針」では、本市の特性をいかしつつ、さらに魅力ある街とすることを目的に、具体的には色彩の基準等を計画に規定しています。所沢らしい良好な景観の形成を総合的に進めるものと考えているため、捨て去るということではなく、さらに地域特性をいかした良好な街づくりを進めていくという内容としております。

石本委員

ここ20年間では、旧庁舎周辺には多くの高層マンションが建築された

が、今後はなるべくそういったものは抑制するというイメージで街づくり をしていくという考えなのか。

森田都市計画

課長

都市計画において、拠点性にあった密度配分等を考慮し、用途地域等の都市計画の指定を行いながら街づくりを進めていくものであり、その中において具体的な土地利用が図られていくものと認識しており、今後本市においても人口を維持していけるような土地政策を具体的に進める必要性があるものと考えております。

桑畠委員

景観形成方針図の中で、航空記念公園の北側の改定後は魅力と賑わいの ある景観の形成といって、改定前の拠点地区の表情づくりというところが 削除されているのはなぜか伺いたい。

森田都市計画

課長

現行の基本方針では、拠点地区の表情づくりとして赤色で、今回は市街地の景観の形成ということで、薄い黄色にしております。この部分については基地を含む部分で、基地を除くところについては公共施設などが建っておりますので、公共施設を踏まえた市街地のくくりで色を変えております。

桑畠委員

所沢市景観計画ができたため、書き方が変わったが、改定前は「富岡地 区に残る集落、屋敷林・平地林、短冊状の農地は、それらが一体となるこ とによって景観的な特徴が生まれており、農の景観を代表する拠点として、維持・保全に努めます。」という記述があるが、「三富新田などの歴史的資源をいかした」というように後退している。このようになった議論について伺いたい。

森田都市計画

課長

改定にあたりまして、景観計画及び条例と整合を図る必要があるものと し、課題整理の部分において、現行の基本計画では、具体的な地区名を挙 げて記載しておりますが、景観計画の構成に合わせ、自然景観、歴史・文 化的資源の景観の形成というくくりで整理しました。

桑畠委員

景観計画の問題よりも、書き方の修正の中で、細かく書きすぎたので、 ぼかして書くように変えたということか。

森田都市計画

課長

街づくり基本方針は大きな方向性を示すものと整理しておりますので、 個別、具体的な部分は景観計画、条例に委ねております。

松本委員

自然景観の件で、埼玉県では柳瀬川や東川あたりは水辺再生の計画はあるのか。

森田都市計画

本市の河川においては、柳瀬川の上流で、そういった取り組みがあった と記憶しております。

課長

石本委員

中高層住宅の景観づくりということで、低層住宅地に関する記述がなくなっている。中高層住宅のほうが特に景観に配慮しなければいけないと思うが、ここを削除したことについての議論を伺いたい。

森田都市計画

課長

改定案では、景観の形成の方針の中の「市街地の景観の形成」に、中高 層住宅に関する記述をしております。

石本委員

並木地域は高齢化率が高いが、街づくりに高齢化を踏まえた点というのはどのようなところを見ればよいのか。

森田都市計画

課長

「人にやさしい街づくり」として、医療施設などの利用者にも配慮した 歩行環境の整備などを記載しています。

荒川委員

若松町地区周辺、旧暫定逆線引き地区のように明確に記載することについてどう考えるか。

森田都市計画

課長

若松町の旧暫定逆線引き地区については、市民参加をいただいた街づくり懇談会において、市街地整備ができないかという意見をいただいており、引続き検討していく必要性があることから記載をしています。

荒川委員

県の暫定逆線引き地区の制度は終わっている。継続している間は5年ご

とにアンケート調査などで住民の意向調査を行ってきたが、毎回、過半数に届かず、県も事業を終了したものである。市は、地権者等に意向調査を実施するのか。

森田都市計画

課長

土地利用を変更する際等には、まずは地権者の方々の意向を確認してい く必要があるものと考えています。

荒川委員

若松町地区だけでなく、6地区全部アンケートを実施するというのか。

森田都市計画

課長

北秋津、上安松地区を除く地区については、意向確認を行う必要性はあるものと考えています。

石本委員

米軍所沢通信基地で返還される可能性があるのは、東西連絡道路の部分 ぐらいしか考えられないが、みどり豊かな整備とはどのようなことか。

糟谷街づくり

計画部次長

全面返還を想定し、公園・緑地、公共公益施設などの記載をしているものです。

石本委員

東西連絡道路が開通することによる街並みの形成の記述についての検 討はなかったのか。 糟谷街づくり

計画部次長

東西連絡道路の整備が予定されている東側では、既に県営住宅をはじめ とする団地が建設されており、土地利用が済んでいますので、東西連絡道 路の整備で大きく土地利用が変わることはないものと考えます。

石本委員

並木地域は高齢化率が高いために、空き家が増えてきている。この地域 は所沢市の5年先の縮図だと考えるので、空き家を踏まえた記述や検討は どうなのか。

森田都市計画

課長

並木地域だけでなく、市域全体として、高齢化が進むことによる空き家の増加が見込まれますので、第2章の街づくり方針の「土地利用の方針」に記載をしています。

桑畠委員

原っぱ広場の整備の記載が削除されているが、場所はどこなのか。

森田都市計画

課長

カルチャーパーク内に、通称「原っぱ広場」と呼ばれている広場があり、 今回「所沢カルチャーパークの早期整備」に含めております。

桑畠委員

「所沢聖地霊園周辺の自然をいかした適正な土地利用の誘導」となっているが、所沢聖地霊園は街づくり基本方針の記載を認識しているのか。

森田都市計画

記載については、所沢聖地霊園をさすものでなく、その周辺の土地利用

課長

についての記載としています。所沢聖地霊園が記載を認識しているかは、 わかりません。

植竹委員

街づくりの目標で、交通・防災面などでという記載があるが、防災と新 たな問題がこの地域に発生しているということなのか。

森田都市計画

課長

並列的な記載の際には「など」を使って表現方法を統一しています。

植竹委員

放置自転車などを防ぐための仕組みづくりとあるが、現在、どのような 仕組みづくりを計画、検討しているのか。

森田都市計画

課長

具体的な方法については所管で対応することとなり、課題への対応として記載しています。

桑畠委員

図の中で、緑町中央公園は、地域住民の参加による公園の維持・管理の ための仕組みづくりと記載があるが、文章の中に記載はあるか。

森田都市計画

課長

考えられる街づくりのメニューの中に「公園・緑地の維持・管理や雑木 林の保全のための住民参加の仕組みづくり」として記載しています。 桑畠委員

最初に記載した時は、ビオトープの管理から始まっているが、現在は、 花壇が増え、ビオトープの意味が失われつつある状態である。ビオトープ 側と都市公園側の見分けがつかない記載になっている。具体的に仕組みに ついてどのように捉えているのか。

森田都市計画

具体的な仕組みについては、所管に委ねている状況です。

課長

桑畠委員

新所沢駅西口の駅前整備については、どのような記載になっているか。

森田都市計画

課長

「駅前の再整備による商業・サービス施設の集積の誘導、既存商店街の 活性化」と記載しています。

桑畠委員

駅前の再整備を進めていくということなのか。

森田都市計画

課長

新所沢駅前広場の都市計画の変更をしましたので、その整備を含めまして再整備と考えているところです。

桑畠委員

西友が耐震工事を行った現状では、今までの市の方向性の再整備は難しいのではないか。

森田都市計画

課長

地域の街づくりの目標の実現、また、広域生活拠点の形成に向け、新所 沢駅周辺の再整備を掲げております。

休 憩(午後0時3分)

再 開(午後1時10分)

石本委員

小手指地域は、この20年間で鉄道の利便性が非常に向上している。鉄道の利便性の向上についての検討はなかったのか。

森田都市計画

課長

公共交通機関の利便性は大きな視点と考え、第2章「道路・交通整備の 方針」中「公共交通機関の充実」で方針を記載しています。

石本委員

地域別の方針に入れることについて検討しなかったのか。

森田都市計画

課長

公共交通機関の記載はしていませんが、小手指駅周辺の生活利便性の向上として、駅周辺への適正な駐車場・駐輪場の整備なども記載をしています。

久保田委員

山口地域の交通対策について、特に高齢者が歩行中に事故に巻き込まれることが多い。また、道路そのものも狭いため、排水路等の問題もある。 地域内の生活道路を一体的に整備するという話もあるが、現状を担当とし てどう考えるのか。

森田都市計画

課長

街づくりの目標に、道路に係る課題等も整理しており、「街づくりの方針」の「地域内の交通体系の確立」の「考えられる街づくりメニュー」に 地域内生活道路の拡幅や歩道の整備、交通環境の整備など記載しています。

久保田委員

フラワーショー等の催し物が開催された際の、道路環境などについてど う考えるか。

森田都市計画

課長

街づくり懇談会においても、催し物開催時の道路の交通渋滞などの意見 をいただいていますので、地域住民の方々が安心して生活できる交通環境 づくりは重要であると考えています。

松本委員

今回の方針では触れていないが、モノレールについてはどうなったのか。

森田都市計画

課長

庁内での議論はありましたが、モノレールについての記載はしておりません。

石本委員

西武球場前駅北口の開設は、どのような経緯で記載されていて、現在、

どのような状況なのか。

糟谷街づくり

西武球場前駅北口の開設につきましては、いつからかは定かではありませんが、毎年、鉄道事業者へ要望しています。状況としては、西武鉄道からは設置する予定はないという回答がきていたと記憶しています。

計画部次長

石本委員

要望を出しているため記載しているということか。

森田都市計画

西武球場前駅北口につきましては、平成9年から鉄道事業者へ要望して おり、継続した形で記載をしています。

課長

荒川委員

改札口を陳情する場合は工事費が地元負担になることも念頭において 要望しているのか。

糟谷街づくり

改札口の設置要望をしており、費用負担については、考えていないと思います。

計画部次長

松崎委員 今回の改定で、(仮称)所沢バイパスの記載を加えた理由について伺い

たい。

森田都市計画

道路体系における重要な路線であるため記載をしております。

課長

松崎委員

前回よりもさらに実現に向けて可能性が高くなってきたという認識で よろしいか。

森田都市計画

(仮称) 所沢バイパスは、本市の将来道路体系における外環状線の一路

課長

松崎委員

中央通り線についても期限は定めていないが早期に整備していくという認識でいいのか。

森田都市計画

都市計画道路の中央通り線は、将来道路体系の南北軸を担う重要な路線

課長

であることから、その実現に向け記載をしております。

松崎委員

改定前のものに記載がある老朽化が進んでいる建物とは、第二市民ギャ ラリーを指していたのか。

森田都市計画

特定するものではありません。

線として、記載をしております。

課長

松崎委員

他にも吾妻地域には老朽化が進んでいる建物があるわけだが、なぜ改定

で文言が削除されたのか。

森田都市計画

課長

現在、所沢駅西口地区を含め、一体的に面整備を進めていく必要性があることから、街づくりの方針に「土地区画整理事業などの推進による適正な土地利用」を掲げたことから、削除しております。

松崎委員

面整備ということで、その用語の中に含まれているという認識か。

森田都市計画

課長

整備の手法としては、土地区画整理事業や再開発事業等、いろいろな手法がありますが、これらの手法を推進し、魅力ある街づくりを進めるものと考えています。

荒川委員

北秋津地区のコミュニティセンターの場所は、どこを想定しているのか。

森田都市計画

課長

具体的に想定している施設はありません。住民の方より要望があったことから記載をしています。

荒川委員

(仮称) 所沢バイパスは構想道路だが、いつ都市計画決定をする予定なのか。

森田都市計画

都市計画決定の時期は未定です。

課長

荒川委員

中央通り線は拡幅で都市計画の変更をしたわけだが、早期整備について 考えはあるのか。

森田都市計画

課長

中央通り線につきましては、本市の将来道路体系の南北軸を担う重要な 路線であることから、その整備に向け記載をしております。

荒川委員

所沢駅西口の区画整理部分と日東地区の再開発部分にかかるため、記載 しているということか。

森田都市計画

課長

都市計画決定をしている中央通り線は、市内の南北軸を担う路線であり、自動車の交通渋滞の解消など円滑な交通処理を行う必要から記載をしています。

石本委員

街づくり基本方針に記載されている公園は、借地公園なのか、用地買収 を伴う公園なのか、どのような整備手法を考えているのか伺いたい。

森田都市計画

公園整備の手法につきましては、いろいろな手法があると考えますが、

課長

当基本方針では公園整備の方針について記載をしています。

石本委員

東所沢駅の改札口の新設については、地元の要望がないため記載がないのか。

森田都市計画

東所沢駅の改札口に関する要望はありますが、具体的には記載をしてい

課長

ません。

荒川委員

松井地区は公園に関する記載が少ないのではないか。

森田都市計画

「自然環境と調和した住環境の創出」及び「地域施設の利便性の向上」

課長

において、記載しております。

杉田委員

生け垣整備の誘導とあるが、どのようなことなのか。

森田都市計画

街づくり懇談会で、みどりが多い地域の中で身近な生け垣は重要である

課長

という話があるため記載しています。

杉田委員

松井地区ではどこを考えているのか。

森田都市計画

場所は特定しておりません。

課長

松本委員

他自治体の事例などでは、行政区とは別の区分けをしたケースもあるようなので、転換していく必要もあるのではないかと思う。街づくりを考えていく上で、11行政区の区分けは仕方がないのか。

森田都市計画

課長

東所沢土地区画整理事業等の面的に整備された地区は、大きなコミュニティも含めまして共通する部分も多いと思いますが、今回の改定にあたっては行政区ごとでの取りまとめをしました。

桑畠委員

ユニバーサルデザインに配慮した公共公益施設の前提としている施設 はあるのか。

森田都市計画

所沢サン・アビリティーズがあります。

課長

松本委員

東所沢駅周辺の緑化の推進とみどりの基本計画との関連はどうか。

森田都市計画

課長

考えられる街づくりのメニューに「駅周辺などの緑化の推進」を記載しています。

杉田委員

柳瀬地域は、関越自動車道所沢インターチェンジもあり、道路網で考えれば表玄関だと思うので、それに相応しい街づくりのような表現を記載し

てほしかったが、そういった議論はなかったのか。

森田都市計画

柳瀬地域の全域に対しては、改めてそこまでの議論はありませんでし

課長

た。

石本委員

一方通行規制の実施とはどういう内容か。

森田都市計画

課長

坂之下の東光寺周辺の道が狭い状況にあるという市民の方からのご意 見がありましたので、記載をしております。

荒川委員

柳瀬地域の街づくり方針図にも(仮称)所沢バイパスが記載されているが、松井の通称「アカバッケ」の上の道路にぶつかるのか。

森田都市計画

課長

(仮称) 所沢バイパスは、構想道路で位置が確定してるわけではありませんが、あくまでも構想としての位置を街づくり方針図に記載しています。

松本委員

東所沢駅南東地区の真ん中に通る都市計画道路と(仮称)所沢バイパス は被っているので、部分的開通をするようなイメージになるがどうなの か。 森田都市計画

東所沢駅南東地区内に都市計画道路「和田本郷線」を決定しています。

課長

(仮称) 所沢バイパスについては、今後検討していくものであることから、

現段階ではわかりません。

たのか。

松本委員

岩岡方面に西武鉄道の駅を作るという計画があったと思うがどうなっ

森田都市計画

改定にあたっては、駅の検討等は行っておりませんでした。

課長

松本委員

地区懇談会の中でも要望は出なかったのか。

森田都市計画

街づくり懇談会において、駅に関する意見はありました。

課長

石本委員

富岡地域は面積が一番広い行政区にもかかわらず、記載内容が少ないのではないか。

森田都市計画

課長

富岡地域は、本市を代表するみどりが多く、さらに歴史・文化を有する 地域として、記載内容には重要な方針を掲げているものと考えています。 石本委員

市街化調整区域で地価が安いので、社会福祉法人等が進出しやすい環境 だということで、福祉施設の充実は、街づくりというよりは福祉部などの 方針なのか。

森田都市計画

課長

富岡地域の考えられる街づくりのメニューに福祉施設の充実を記載していますが、福祉施設の総量的なもの等は、主に福祉部で対応しております。また、改定にあたり、市民の方からご意見をいただいております。

桑畠委員

三商団地における都市基盤施設の整備とは、どのようなことを前提としているのか。

森田都市計画

課長

道路、公園、下水道などの整備を含めて、都市基盤施設の整備の記載を しております。

桑畠委員

自然浄化作用に配慮した水辺づくりとは、具体的にどの辺を予定しているのか。

森田都市計画

砂川堀を想定しております。

課長

桑畠委員

北中地区の土地区画整理事業などの推進とあるが、どの辺りなのか。

森田都市計画

小手指駅西側にある旧暫定逆線引き地区になります。

課長

桑畠委員

地元要望はあるのか。

森田都市計画

富岡地域の街づくり懇談会では、意見はありませんでした。

課長

桑畠委員

今のところ、働きかけはないということか。

森田都市計画

ありません。

課長

植竹委員

街づくりのメニューに地区防災拠点や備蓄庫の整備とあるが、三ケ島地域は整備が遅れているのか。

森田都市計画

課長

災害に強い街づくりの推進については、市域全体を通して進めるものと 考えています。また、三ケ島地域が遅れていることはないものと考えてお ります。

植竹委員

三ケ島地域の街づくりの方針も災害に強い街づくりとなっており、三ケ

島地域だけが防災に特化した内容になっているようだがどうなのか。

森田都市計画

課長

狭山ケ丘駅周辺に住宅が密集している地域もあり、街づくり懇談会においても、防災に強い街づくりの意見がありましたことから記載をしております。

松本委員

三ケ島工業団地の拡張とあるが、周辺に拡張できる所沢市の土地はあるのか。

森田都市計画

課長

三ケ島工業団地は約4.3 h a 整備されており、市の周辺の土地利用状況は、農地等になっております。

荒川委員

三ケ島工業団地は準工業地域ではないのか。

森田都市計画

三ケ島工業団地は、市街化調整区域です。

課長

荒川委員

三ケ島工業団地を拡張するには、用途変更が必要か。

森田都市計画

ては、地区計画の活用が考えられますが、拡張するには、土地利用の転換

三ケ島工業団地は、現在、地区計画が定められています。拡張にあたっ

課長

のいろいろな基準等に適合させる必要はありますが、拡張は可能だと考え ております。

石本委員

第4章について、進行管理は、第三者機関を活用するということだが、 どのようなことを予定しているのか。

小山街づくり

計画部長

これまでも事務事業評価をはじめとした行政評価によるPDCAサイクルで進行管理をしてきましたが、今後は定期的に都市計画審議会に進捗 状況等を報告し、第三者の視点でご意見を伺うことによって、より着実な 進行管理につなげていきたいと考えています。

石本委員

新たな総合計画が策定されると掲げられる街の将来像なども変わるが、 改定のタイミングなどの検討をしているのか。

小山街づくり計画部長

街づくり基本方針の上位計画は総合計画ですので、総合計画を見直す際には当然整合を図らなくてはいけないということから、並行して検討をしていくことが一番望ましいものと考えております。今後、第6次所沢市総合計画の策定時には、並行して街づくり基本方針についても検討することを考えています。

石本委員

市長が代わる等で抜本的な改定をする場合の市民参加のあり方等はど

のような想定をしているのか。

小山街づくり計画部長

自治基本条例の趣旨に従って、総合計画と同様に街づくり基本方針につきましても、市民参加を大切に、市民の意見を取り入れながら策定することになりますが、基本的には、街づくり基本方針は都市計画に関する基本的な方針になりますので、都市計画の考え方を踏まえ、策定します。都市計画の考え方はとしては、限りある土地資源を有効に配分し、建築敷地や基盤施設用地、緑地等を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保していくことですので、それを基本にしながら、上位計画の総合計画に即した形で策定していくことになります。

松本委員

地域へ3年ごとのタイムスケジュールなどを示してはどうか。

小山街づくり計画部長

街づくり基本方針の中に、地域別の街づくり方針を位置づけておりますので、ホームページや広報ところざわへの掲載、各まちづくりセンターへの配架等、地域の方々へ周知を図り、地域の方々の街づくりの検討に活用していただけるようにしていきたいと考えております。また、現在、設立が進んでいる各地域の「地域づくり協議会」への配付や、地域からの要請があれば積極的に出向く等して啓発活動にも努めていきたいと考えています。

荒川委員

旧町の高層ビル街の再開発について、検証すべきではないか。

森田都市計画

課長

中心市街地の街の構造としては、街の密度を高めた街づくりの必要性は あると認識していますが、具体的な検証は行っていません。今後について は、市民意識調査等を含めて市民の方の意見を伺いながら街づくりを展開 していければと考えています。

小山街づくり

計画部長

中心市街地の街づくりについては、所沢駅周辺まちづくり基本構想や中 心市街地街並み整備計画等の関連計画に基づき整備を進めていますが、検 証の際は、関連計画の検証も合わせて行なうことになります。

桑畠委員

「里山」という表記が全くないが、「雑木林」という表記について作成 過程で検討はあったのか。

森田都市計画

課長

みどりの基本計画の中で「里山」についての用語解説はありますが、街づくり基本方針では「雑木林」と統一して記載をしています。

石本委員

街づくり基本方針の拘束力についてどのような認識なのか。

小山街づくり

計画部長

街づくり基本方針自体に拘束力はありませんが、市が都市計画を決定する際には、都市計画マスタープランである街づくり基本方針に即したもの

でなければならないことが都市計画法第18条の2に規定されております。

植竹委員

道路・交通整備の方針について、県との連携をどのように考えているのか。

森田都市計画

課長

例えば、都市計画構造の骨格を形成する都市計画道路は、大変重要な都 市施設となります。都市間をつなぐ主要幹線道路や幹線道路等は、主に県 の都市計画道路となっており、本市の街づくりを推進する上では、県との 連携は、大変重要であり、欠かせないものと考えております。

久保田委員

都市計画の課題は多いが、庁内での調整を十分に図ることについてどう 考えるか。

森田都市計画

課長

都市計画に係る調整を図るための都市づくり推進会議を設置していますので、庁内の情報共有化を図りながら具体的に進めることになります。

休 憩(午後2時15分)

再 開(午後2時30分)

【意 見】

桑畠委員

至誠クラブを代表して街づくり基本方針について賛成の立場から意見 を申し上げます。今後の改善に向けての指摘ということで何点か申し上げ ます。まず1点目は7ページの位置づけのところですが、県の都市計画と 所沢市の街づくり基本方針との関係は、一方的に県からの即すということ になっていますが、これは都市計画法の中でも所沢市の街づくり基本方針 も県に通知ということになっていまして、法定されている概念ですので、 所沢市街づくり基本方針の方から県の所沢都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針の方にも矢印が行くべきだというのがより正確な表 現ですので、そういった記載も今後は検討していただきたいと思います。 また、17ページの充実が求められる防災機能の部分で、幅員4m未満の 狭あい道路という表現がありますが、市道の基準は4.2mと条例改正を 行いましたので、できれば4.2m未満の狭あい道路という表現の方がよ り正確だったのではないかと思いますが、今後、用語解説のところでの十 分な説明を求めていきたいと思います。また、全般面としましては、アス タリスクについて議場で説明がなかったような記憶がありまして、こうい った語句解説は非常に重要でして、そこの定義については十分文意を精査 されて記載をされることを希望します。最後に、雑木林という表現を多用 されていますが、近年の動向からすれば、特に所沢の三富新田等は誠に典 型的な里山の事例ですので、三万年前から住んでいる所沢市ですから、や はり里山という表現をさらに今後は見直していくということを検討して いただきたいということを求めて賛成の意見といたします。

石本委員

民主ネットリベラルの会を代表して賛成の立場から意見を申し上げま す。今回の街づくり基本方針の改定は、人口減少を迎えた後の初めての改 定であり今までの街づくり基本方針とは意味が異なってくると思います。 所沢市は言うまでもなく、ベッドタウンとして発展してきました。今まで の街づくりにおいては人口増加にいかに対応するかが大きなポイントで したが、今後は団塊の世代も退職し昼夜間人口比率の動向が街づくりを大 きく左右していくものと考えます。その意味で、今回の議案に昼夜間人口 比率の文字が一文字も無かったことは残念でした。今後は、市としても昼 夜間人口比率の動向に注視し、街づくりに取り組んでいただきたいと思い ます。また、総合計画の変更などに伴いこの基本方針を改定する際には、 都市計画審議会に諮問するだけでなく、できる限り多くの市民の方の意見 も聴取し改定作業に取り組んでいただきたいと思います。最後に、第3章 地域別街づくりの方針について一言申し上げます。富岡地区は面積が市内 で一番大きな地区ですが記載文字が一番少なかったことが大変残念だと 申し上げて意見といたします。

松崎委員

みんなの党 所沢を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。全体を通して市民意見を取り入れ所沢市の現状のニーズに即した街づくり基本方針に仕上がっていると認識しています。一方、税収が伸び悩む中、道路整備など街づくりには財源の裏付けが必要となっており現実的には選択と集中が必要となります。公共施設マネジメント白書によれば、40年

間に必要な施設に関するコストは年間平均84.7億円と見込まれており、今回の基本方針の目指す20年後の計画の終了の年、平成44年には建て替え需要がほぼピークとなる頃と重なります。以上のことから、財源、そして公共施設のあり方など関係各課で調整をしながら選択と集中を図り、今後進めていくことを期待して賛成の意見とします。

植竹委員

公明党を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。今回、改定するにあたりパブリックコメントを行うなど地域から様々な要望を受けて検討され、新たな所沢市街づくり基本方針がまとめられましたがこの基本方針を今後は市民の皆様に理解してもらうことが大事なことだと考えますので、この基本方針を、市民又は地域へしっかり理解してもらう取り組みを求めます。また、所沢らしい良好な景観の形成の推進にあたっては、今後は地域や団体の市民活動による景観街づくりが必要とされております。街づくりは地域のものと考えて市として地域の視点から整備を進めていただくことを求めて賛成の意見といたします。

荒川委員

日本共産党を代表して反対の立場から意見を申し上げます。まず1点目は、20年後の方向性を示す基本方針のあり方の問題です。とりわけ、街の特徴と課題の部分については、もっと深い分析が必要であり、過去に示した方向性がどうだったのか、しっかりと検証し総括し、そして、今後の街の課題を洗い出していくという点では、この部分を相当、分厚くしてい

かなければいけない。その上で方向性を示すものであってほしいと思いま す。2点目は、そういった意味では基本方向を示すものに限定すべきだと いう立場なのですが、しかしながら、個別具体的事業にいろいろ深入りし ている事柄があり、そのたびに総合計画との整合性から頻繁な変更を余儀 なくされてしまうだろうということです。そうした視点から、具体的事業 で明記しているもので、問題があるものについて指摘いたします。一つ目 は、旧暫定逆線引き地区の区画整理などによる整備6地区全てを施工する こと、これは今後の農地の保全との関わりでも明記すべきではないという こと。二つ目は、所沢駅西口車輛工場跡地周辺の区画整理の整備について も地権者や市民の合意を得られるとは思えない。三つ目は、全体として街 づくりの手法として、区画整理、再開発それぞれ、など、など、と付いて いながら、結局、これ以外の手法は見当たらない、想定されていないこと。 このようなバブル型手法というものは既に破綻してきていると思います。 この間の公共施設マネジメント白書を見ますと、やはり修復型、修繕型と いった方向転換をしている訳ですから、街づくりにおいても、今の市街地 を有効に生かしながら、修復型の街づくりという方向性を追求していくべ きだと思います。この旧暫定逆線引き地区については、区画整理などとは いっても、区画整理以外の手法を追求して行ったことは無い。そういうも のではなく、重要な街づくり手法、そういう方向性を基本方針で示してい くべきだと思います。区画整理、再開発、手法この頚木から抜け出すこと が必要だと思います。最後に、核都市広域幹線道路は将来道路体系図に残 っており、これは所沢市を縦断しないかもしれない訳ですから、わざわざ、 あえて記載すべきではありません。

松本委員

自由民主党・無所属の会を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。改定案は市民参加による、街づくり懇談会等において市民からの意見をいただいており、また社会経済情勢の変化や第5次所沢市総合計画との整合を図り作成されたものであります。人口減少、少子高齢化が進展する中で本市の持つ様々な資源を十分に生かし、雇用の創出や定住志向を高め経済をはじめ地域の活性化を図るための計画的土地利用を進めるなど、より多くの人に選ばれる持続発展可能な自立都市に向けた街づくりを展開していくものとなっております。このことからも本方針に基づき街づくりの推進に向け、総合的で効果的な施策を展開していくことを要望いたしまして賛成意見といたします。

【採 決】

議案第8号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきもの と決する。 ○議案第44号 「所沢市街づくり条例の一部を改正する条例制定につい

て」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

今回は字の変更だけの条例改正だが、条例全体の検証をしているのか。

森田都市計画

課長

まちづくり基本方針の改定に合わせて名称の変更をしていますが、必要性に応じて条例内容も見直していきたいと考えています。

石本委員

街づくり協定のように条例で規定していても全く事例がない条文があるが、制度があってもできないようなことに対してどのような検証をしているのか。

森田都市計画

課長

条例に規定しているものを活用していただけるように、街づくり講座等を開催して、市民の皆さまにご理解をいただけるように案内しているところです。

石本委員

条例の制定後、国の法改正等に伴い、状況が変わっているものもあると 思うが、そういった点の検討はしていないのか。

森田都市計画

関係する法令等の改正等があった場合には、法令等に整合するように条

課長

例も見直しすることになりますので、必要に応じて見直していきたいと考 えています。

桑畠委員

今回は、自治基本条例を受けての改正ということでよろしいか。

森田都市計画

そのとおりです。

課長

桑畠委員

街づくり条例にはぎょうにんべんの街づくりの定義の記載はあるのか。

森田都市計画

街づくり条例には定義しておりません。

課長

桑畠委員

自治基本条例には平仮名のまちづくりの定義はあるが、ぎょうにんべん の街づくりの定義はないような記憶があるがどうなのか。

森田都市計画

自治基本条例の中には、ぎょうにんべんの街づくりについての定義はあ

課長

りません。

桑畠委員

漢字の街づくりの定義規定もあるほうがいいと考えるが、その点も含めて、今後見直しするときは検討したらどうか。

森田都市計画

課長

自治基本条例の中で平仮名のまちづくりの定義が規定されていますので、ぎょうにんべんの街づくりについても検討していきたいと考えます。

石本委員

片仮名のマチについても定義はない。平仮名のまち、片仮名のマチ、漢字の街など、整理する検討が必要だと考えるがどうか。

糟谷街づくり

整理は必要だと考えます。

計画部次長

【意見】

桑畠委員

至誠クラブを代表して賛成の立場から意見を申し上げます。今回は、自治基本条例を受けての文言改正だと思いますが、将来的にはぎょうにんべんの街づくりの定義についても出来れば条例にしっかりと位置付けていくということを将来期待しまして賛成の意見とさせていただきます。

【採 決】

議案第44号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩(午後2時54分)

(説明員交代)

再 開(午後3時0分)

○議案第53号 「市道路線の認定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第53号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第54号 「市道路線の認定について」

○議案第56号 「市道路線の廃止について」

福原委員長

議案第54号「市道路線の認定について」及び議案第56号「市道路線の廃止について」は、一括審査とする。

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑畠委員

基本的に道路は新規の場合は他の道路へ抜けるということが原則で寄 附を受けているという理解があり、この場合は新しく造る道については抜 けているが、既存部分の再認定の道路は民家の庭先で止まっている。考え 方の整理をしてほしいと以前指摘しているが、その後の検討について伺い たい。

佐久間建設総

務課長

建設部内で協議をして、既存の道路を再認定することがありますので、 現状を整理して要綱を作成しました。既存の道路の一部を廃止し再認定す る場合は、幅員が4.2mなくても、また行き止まり道路であっても、現 状のまま認定するという形で要綱を整備しました。

桑畠委員

要綱はホームページに掲載されているか。

佐久間建設総

要綱は、平成26年2月1日が施行日ですので、ホームページに掲載されるのは5月中旬頃になります。

務課長

桑畠委員

要綱は、再認定については幅員の規定はあるが、行き止まりでも再認定はできるという規定になっているのか。

佐久間建設総

務課長

元の道路の廃止しない部分については元の道路と同じ形で道路認定することとしたため、行き止まりでも再認定できる規定となっています。

石本委員

要綱を整備するまでに、部内での議論はかなりあったのか。

佐久間建設総

各市町村の要綱を参考にして部内で協議をしました。

務課長

石本委員

市町村によって要綱の規定が違うものなのか。

佐久間建設総

務課長

要綱を整備している市町村は数多くあるわけではありませんが、既存道路の一部を廃止して再認定する場合は既存の道路と同様に認定するという要綱がほとんどです。

【質疑終結】

【意見】なし

【採 決】

議案第54号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第56号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第55号 「市道路線の認定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

所沢市と入間市の連携の状況はどうなっているのか。

仲道路建設課

当初から共同事業として協議を重ね、両市で歩調を合わせて事業を進め

長

てきました。説明会につきましても、同時開催で実施しました。

石本委員

所沢市は道路が開通すると、周辺の土地はどうなるのか。

仲道路建設課

地域間の交通の利便性が向上するとともに、地域の活性化が図られるな

長

ど、大きな効果が見込まれるものと考えています。

杉田委員

入間市と所沢市の施工部分が交互になっているが、どのような理由でこ のような工区になったのか。

佐久間建設総

入間市と所沢市の行政境により区分しました。

務課長

石本委員

第1工区、第2工区、第3工区それぞれの完成見込み時期を伺いたい。

仲道路建設課

長

第1工区は平成27年から用地買収を予定しています。第1工区につきましては5年程度かかるものと考えます。第2工区、第3工区につきましては、今の時点での完成時期は未定です。

石本委員

他市と交互になるような道路はこれまでもあるのか。

佐久間建設総

このような入り組んだ道路はこの道路だけです。

務課長

石本委員

工事の入札は所沢市単独なのか、入間市と共同で入札をするのか。

仲道路建設課

基本的には所沢市分については所沢市単独で入札を実施する予定です。

長

桑畠委員

図面は測量して作っているのか。

仲道路建設課

測量を行い、作成しました。

長

桑畠委員

道路新設の予算の中で、隅切りから片側は測量が終了しているのか。

仲道路建設課

基本的な測量は終了しています。

長

桑畠委員

いつ頃、測量を行ったのか。

仲道路建設課

平成17年度から行っています。

長

桑畠委員

道路認定は、隅切り部分も含めて認定するのか。

守谷建設総務

認定は、起点から終点の部分になります。認めていただいた後に、隅切

課主幹

り部分を含めて、区域決定を行います。

桑畠委員

道路が開通した際の隅切り部分はどのようなイメージなのか。

仲道路建設課

長

交差点の手前は車線が増えますので、車両等が安全に曲がれるような角度の隅切りを設置する予定です。

【質疑終結】

【意見】なし

【採 決】

議案第55号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩 午後3時17分

(説明員交代)

再 開 午後3時30分

- ○議案第45号「所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
- 一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑畠委員

今回の条例制定により、未処分利益剰余金は毎回議決するのではなく、 自動的に処分される形になるということでよいか。

当麻財務課長

毎年度生じる純利益については第5条第1項が適用され、減債積立金を 一定以上義務付けるものです。したがって、貸借対照表にある未処分利益 剰余金は議決で対応していただくものです。

桑畠委員

今回の条例化により、減債積立金のみこの条例化でいくが、未処分利益 剰余金の減債積立分以外は今後も決算時に議決するという理解でよいか。

当麻財務課長

会計制度の改正に伴い、みなし償却という制度があり、その制度が変わった関係で、資本の部に多額の利益剰余金が計上されます。それについては、いずれは議決で処分方法を決定します。

北田上下水道

部次長

今回の条例は、減債積立金と建設改良積立金等に積み立てるものについては、条文のとおりに処分するという内容です。みなし償却の制度の改正により、多額の未処分利益剰余金が発生しますので、これを自己資本金に

振り替える場合は、議決をいただいた上で振り替えるものです。

桑畠委員

決算が確定した段階で、去年は利益処分の議案が出たが、自己資本繰入 の場合は議決があるが、利益の処分に関し、減債積立金と建設改良積立金 に振り分けた場合は、今後は自動的に条例により承認されるという理解で よいのか。

北田上下水道

部次長

これまでは決算書に処分計算書の案を出しておりましたが、今後は決算 時について処分計算書という形になります。

桑畠委員

昨年までは、決算書以外に議決が出たが、今年はどのような形になるのか。また、実際に資本金繰入をする可能性はあるのか。

当麻財務課長

自動的に未処分利益剰余金に計上されるという定めになっております ので、そのまま放置すると現金の裏づけがない利益剰余金なので、資本を 増強するという意味合いもそうですが、財務表上見づらくなってしまう部 分もあり、資本に入れるという制度を条例に定めたものです。

石本委員

議案資料中の「繰入資本金制度の廃止」について、説明願いたい。

当麻財務課長

現行とは平成25年度までの制度で、減債積立金を使用して企業債を償

還した場合には、自動的に資本金にいくという制度が、組入資本金制度です。平成26年度の制度の本適用より、減債積立金を使用すると、第一義的には未処分利益剰余金に計上することになり、再び現行のような事務になります。事務上は一旦未処分利益剰余金に入り、その後再び資本金に計上します。事務上一段階増えるということです。

石本委員

議決しようとしている部分は、どの部分なのか。

当麻財務課長

先ほど申し上げたところは、条例第5条第4項です。

松崎委員

未処分利益剰余金からの繰り出しで、議会の議決が必要なものとそうで ないものの主要なものを挙げていただきたい。

当麻財務課長

未処分利益剰余金で議決が必要ないものは、減債積立金、建設改良積立金を使用した後の額です。平成26年度の減価償却制度の改正に伴い、これまで資本剰余金から利益剰余金に振り替えられた109億円がありますが、そちらについてもいずれは議決で処分するということになると思います。議決が必要でないものは、第5条第1項で定めている減債積立金、第2項の建設改良積立金、利益積立金です。

桑畠委員

第5条第3項の第1号、第2号、第3号は、「あらかじめ議会の議決を

経た場合は、この限りではない」とあるので、この3つについては今後は 積立金は議会の議決は必要ないのか。また、議会の議決とはどの時点で行 うのか。

当麻財務課長

第5条第3項の第1号、第2号、第3号は、目的外使用する場合には議 会の議決が必要だということです。

石本委員

公営企業会計の見直しの利点を伺いたい。

当麻財務課長

減価償却制度の改正が大きな利点だと考えます。これまでは、みなし償却制度というものがあり、補助金等をもって取得した資産は、各自治体のルールで減価償却を制限できましたが、これからはそういった任意性は一切排除され、減価償却費という重要な費用を一律で図ることができることが利点だと考えます。

石本委員

所沢市は他の自治体と比べ、厳しく減価償却費を積んでいた方なのか。

当麻財務課長

減価償却にみなし制度をどこまで適用していたかですが、水道事業に関しては国庫補助金のみを制度の対象としており、つまり減価償却費は高めにみていたということです。下水道事業に関しては、国庫補助金、受益者負担金、民間等からの受動資産等の補助金等はすべて、みなし制度を適用

しておりましたので、制度の範囲内で減価償却費を低く抑えておりました。

た。

桑畠委員

減債積立金は次年度に、帳簿上積立したものを返すということで処理してきたのか。当該年度でやっていたのか。

当麻財務課長

減債積立金は累積していくものなので、その年の利益から積んだ減債積 立金をどこで使うかということまでは確定しておりませんが、実際には水 道事業の場合は、1年間に生じる元金償還金程度を減債積立金として積む ような処理をしておりました。

桑畠委員

減債積立金への積み立ては、これまではそのつど議決をしていた。今回 の条例化により、第5条第1項について、減債積立金として積み立てるこ とに関して議決はいらないということでよいか。

当麻財務課長

そのとおりです。

桑畠委員

第5条第2項では、毎年度生じた利益はその全部又は一部を利益積立金 または建設改良積立金として積み立てることができる、つまり減債積立金 と建設改良積立金についても、議会の議決は不要となるということでよい か。 当麻財務課長

そのとおりです。

桑畠委員

これ以外のもので、資本金の繰入のようなものに関しては条例化していないため、相変わらず議決は必要だということでよいか。

当麻財務課長

ここに羅列しているもの以外、例えば国庫補助金をもって取得した土地 を処分する場合等には、公営企業の判断ではなく議会の議決による判断と いうことです。

松崎委員

減価償却費を高めに見積もっているということだったが、他自治体と比較してのことか、それとも新しい会計制度と比較してということか。

当麻財務課長

水道事業と下水道事業の特色がそれぞれありますが、一般的には水道事業は比較的独立採算を達成する自治体が多いですし、なおかつ更新需要も高いことから、所沢市のような極めて限定的なみなし償却を適用しているところが多いと認識しております。

松崎委員

新しい会計制度の償却額と同じ額を積んでいたということか。

当麻財務課長

下水道事業の方が、みなし償却制度を最大限に活用するという点で、新しい会計制度に合っていると思います。減価償却費は相当増えてしまいま

すが、国庫補助金と受益者負担金を収益化した長期前受金戻入が収益に出てくるので、収入と支出の両方が激増し、結果的に損益に影響はなくなります。一方水道事業は、これまで減価償却を極めて高めにとっていた関係で、この制度では現金の裏づけのない利益が生じることになるため、そういった意味では下水道事業のほうが現行制度に合っており、他自治体でも下水道事業は一般会計からの繰り出しが多い関係で、みなし償却制度を最大限に適用しているところが多いのではないかと考えます。

松崎委員

現金が伴わない利益が発生する期間と金額を伺いたい。

当麻財務課長

現金が伴わない利益は資産を取得する限り発生し、金額的には5億円から6億円と考えます。

松崎委員

今まで取得した資産に対して発生するのか、今後取得する資産に対して 発生するのか。

当麻財務課長

今後も工事負担金等で取得した資産については同様に利益剰余金として計上されることになります。

石本委員

帳簿上だけ利益が上がり、一般市民から見ると数字上の利益だけが上がっているので、水道料金を下げてほしいという誤解を招く可能性がある。

市民への周知は広報等で行うのか。

当麻財務課長

広報等は特に考えておりません。

【質疑終結】

【意 見】な し

【採 決】

議案第45号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第57号「平成25年度所沢市下水道事業会計資本剰余金の処分に

ついて」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第57号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件(特定事件)

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会(午後3時57分)